

三国中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定
令和 4年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止及び解決を図るための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをさします。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

（「福井県いじめ防止基本方針」より）

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○基本原則

- ・ほめて伸ばす

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

- ・迅速な行動(行動連携)
- ・正確な事実確認と共通認識(情報連携)
- ・適切な事後対応

生徒には再発防止の支援を行い、保護者に対して迅速で誠意ある対応に努めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

学校行事やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

道徳の授業を通し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。家庭・地域・学校協議会によって取組みを検証し、次年度の取組みにつなげていきます。

○評価項目

【教師】

いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応を常に意識し、迅速な報告、連絡、相談およびチーム対応を行っている。

【生徒】

いじめは絶対に許されない卑劣な行為であることを理解し、いじめを許さず、他者への思いやりや助け合いの心をもって学校生活を送っている。

【保護者】

いじめや不登校についての未然防止策や早期発見・早期対応に満足している。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方について公開授業や授業研究を行い、生徒が意欲的に学べる教育に努めます。

○いじめが起きない・いじめを許さない学校・学級づくり

生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」に努めるとともに、新入生体験入学や体育祭・文化祭などを中心とした異年齢交流活動を通して、生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、いじめ問題について考え議論するなど生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の情報モラル研修会等を行います。また、インターネットや情報機器等の正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な生徒への支援

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求活動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者に対するアンケート調査を実施し、家庭での生徒の言動や様子からいじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教職員に対するいじめ調査の実施

教職員に対するアンケート調査を実施し、学校での生徒の言動や様子からいじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談やスタートチェック等を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（５）いじめの事案対処

○いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」が組織的な対応方針を決定し、被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクール

サポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取り、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当期間とは少なくとも3か月を目安とします。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きにくい学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活 動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・ 個別面談による情報収集
- ・ いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・ 被害生徒やその保護者への継続的な支援
- ・ 加害生徒への指導やその保護者への説明
- ・ 保護者や地域との連携
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察や児童相談所などとの連携